

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

指定濫用防止医薬品の販売制度

これまで、「濫用等のおそれのある医薬品」として指定された医薬品については、販売時の確認等が実施されてきたところですが、令和7年の薬機法の一部改正により、新たに「指定濫用防止医薬品」として規定され、適正な使用を確保するための販売時の情報提供や確認等の措置が、令和8年5月1日より強化されることとなりました。

「指定濫用防止医薬品」とは、定められた用法・用量や使用目的を守らず大量に使用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品」をいいます。その適正な使用のために、販売時の情報提供等を行うこととされました。

指定濫用防止医薬品の販売確認事項

指定濫用防止医薬品の濫用をした場合、保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。指定濫用防止医薬品の販売にあたり、OTC 医薬品の各区分で確認する事項に加え、以下を確認させていただきますのでご理解の程よろしくお願いします。

※購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません。

- ☐ 年齢
- ☐ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- ☐ 購入しようとする者が18歳未満である場合には、当該者の氏名
- ☐ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況
- ☐ 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由
- ☐ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- ☐ その他情報提供を行うために必要な事

なごみ調剤薬局

ご購入の相談はこちらまで

018-874-7016